

北京での留学経験について

会員 河野 英仁



要 約

筆者は中国での留学及び実務経験後、日本企業の中国知的財産権に関わる業務を主に行っている。中国における知的財産権の重要性が日々高まり、また現地での知的財産トラブルが増加しているにもかかわらず、十分なアドバイスがクライアントに提供できない状況を何とかしようと思い、米国での留学及び実務経験を元に中国での留学を決めた。筆者も時間的余裕が十分でない中、短期集中型で留学と現地での実務経験を行った。本稿では中国での留学と現地での実務経験内容を紹介する。

目次

1. はじめに
2. 米国での留学及び実務経験
 - (1) 米国での事務所経験
 - (2) 米国ロースクールでの学習
3. 清華大学への留学
 - (1) 講義内容
 - (2) 特別講義
 - (3) 人民法院, 国家知識産権局, 仲裁センターの見学
 - (4) 西安での集中講義
 - (5) キャンパスライフについて
4. 事務所での勤務
 - (1) 中国特許事務所での業務
 - (2) 審判事件
 - (3) 休日
 - (4) セミナーへの参加
5. おわりに

対応する必要がある。中国の言語及び制度も分からず現地任せにしておけば、一方的な提案, ひいては現地代理人のトクとなる提案しか期待できない。これではダメという思いが日々強くなった。

クライアントに「日本にいながらハイレベルの中国知財サービスを提供する」, こういう弁理士になれば, クライアントの中国知財力も間違いなく向上するであろう。この思いを実現すべく, 中国留学及び中国実務研修を決めた。

2. 米国での留学及び実務経験

中国留学前の米国での留学経験について簡単に説明する。

(1) 米国での事務所経験

1999年に弁理士登録を行った後, 最初の修業先を選んだのは米国であった。当時外国業務で重要なのは米国であり, さび付いた英語のレベルアップを図りたいと思っていたからである。逆に当時の中国といえばWTOに加盟する前であり, 特許を取ってもきちんと保護されるか否か不明確な状況であり, さらに中国知識産権局に出願される件数もわずか4万件程度であった。ということで当時は米国を選択した。

米国では業務上取引のあるバージニア州の特許法律事務所に1年間トレイニーとして籍をおかせてもらった。事務所では主に日本のクライアントのOA (Office Action) 対応, 所内で行われる研修への参加, ワシントンDC近辺で行われる勉強会等に参加した。

米国の特許法律事務所は郊外にあり, 執務スペース

1. はじめに

「どうして中国語を勉強しているのですか。どうして中国知財に熱心に取り組んでいるのですか。中国には日本語が堪能な弁護士, 専利代理人⁽¹⁾がいるじゃないですか。」と問われたことがある。10数年前であれば現地代理人任せにしておいても良かったであろう。しかし, 日本企業にとって今や中国は極めて重要な市場であり, また知財訴訟数及び出願件数も世界一となり知財戦略上も重要な拠点となっていることは誰の目にも明らかであろう。

複雑・高度な事件になればなるほど, 様々な戦略を検討する必要があり, また, 情勢に応じて臨機応変に

は広々している。各弁護士には広い個室が与えられており、筆者にも個室があてがわれた。プライベート感はあるのだが、ほとんどしゃべる機会がない。昼ご飯時に少々話をして終わりという日もあった。数ヶ月経ってみてあまり英語力が向上していないことに焦りを感じた。仕事は書面ベースであり、事務所内ではお客様扱いであるから、厳しい環境下での英語の使用頻度は皆無であるから、当然である。

実務的な事項に加えてより深く米国知財法を学びたいと思い、研修を予定よりも早く切り上げ、ロースクールに行くこととした。

(2) 米国ロースクールでの学習

2004年秋からニューハンプシャー州にあるフランクリンピアースローセンター（現ニューハンプシャー州州立大学）に入学した。同校では米国の知的財産法に特化したプログラムが用意されている。1年をかけて、米国特許法、商標法、著作権法、契約法、クレームドラフティング、USPTOに対するOA対応、訴訟、判例調査手法等を学習した。英語でのディスカッション、レポートの提出、膨大な量の判例・教科書の読み込みと非常に大変であったが充実した1年であった。

米国の留学を通じて感じたことは、まずは大学等でしっかりと法律及び判例のベースをマスターし、その上で実務的な能力を付けていくことが大事ということである。一方が欠落してはダメなのである。大学だけでは机上の論理に陥りやすく、その一方で実務だけでは法律的知識の基礎を欠き、適切なアドバイスができないこととなるからである。

3. 清華大学への留学

米国から帰国後、直ぐに中国への留学を考えたが、付記弁理士資格だけではどうしても先に取得したかったため、1年間は試験勉強に専念すると共に、同時に中国語の勉強と、留学の準備を開始した。中国語の勉強は全くゼロからのスタートであったが新宿にある語学学校で勉強を開始した。中国語ができないと現地で行けると思い猛烈に勉強した。

中国で何をするかであるが、米国での経験により、まずは大学で中国知的財産権法の基礎を学習しようと考えた。米国から帰国後は既にクライアントもつき、また子供も産まれたばかりであったため、短期集中型で学習できるプログラムを探した。

当時、北京にある清華大学法学院は、フランクリンピアースローセンターと提携して、夏期に留学生向けの中国知的財産権法のプログラムを提供していた。米国のロースクール生は夏休み時にインターンシップか、各ロースクールが提供する夏期セミナーに参加することでABA (American Bar Association) 認定の単位を取得することができる。米国ロースクールも中国法習得の重要性を認識しており、フランクリンピアースローセンターも、清華大学法学院と共同でこのような夏期中国知財プログラムを用意したのである。

2007年夏2ヵ月間の長期休暇を取り、単身北京での留学生活を開始した。

(1) 講義内容

講義は中国専利法、商標法、著作権法、中国の法律の歴史的背景、その他一般法等を中心に講義を受けた。受講生は、米国からの留学生が大半であり、その他欧州の学生、清華大学法学院の大学院生10数名という構成であった。なお、日本人は筆者一人であった。講義は大多数が留学生であることから、清華大学大学院の教授が中心となって英語で講義を行った。

法律はその国の言葉で学ぶのが最も効果的である。講義前には対応する中国語原文の条文を読み込んでおき、講義中は英語及び中国語の条文を対比しながら理解していった。

米国のロースクールをイメージしたプログラムであったため、随所に教授からの質問があり、適宜緊張感を持ちながら授業を受けることができた。クレームドラフティングの課題もあったが、既に実務経験もあり、難なくこなすことができた。

(2) 特別講義

一般の講義のみならず、様々な特別講義が設けられていた。この点がこのプログラムの魅力的な点であり、参加して非常に良かったと感じている。夏期プログラム中盤に、現役の最高人民法院知的財産部門の判事による1日集中講義があった。こんな講義を受けることができるチャンスはまたとないと思い、非常に興奮して参加したのを覚えている。講義では判事から中国民事訴訟制度の仕組み、特許（中国では特許に実用新案及び意匠を含む）、商標、著作権訴訟の流れと問題点について説明を受けた。当時中国での知財訴訟について知識不足であるが故の懐疑的な見解しか持ってい

なかったが、現役判事の詳細な説明を受け、理解を深めることができた。その他、中国企業の知的財産権部員の方の講義を受ける事もできた。

(3) 人民法院, 国家知識産権局, 仲裁センターの見学

一般の外国人にとって人民法院での傍聴及び知識産権局の見学等は手続が複雑であり、実現が難しい場合がある。清華大学法学院のプログラムでは、人民法院での傍聴、知識産権局の見学及び仲裁センターの見学が予め組み込まれていた。

人民法院では比較的大きな法廷に案内され、後ろ側の傍聴席で実際の事件を傍聴することができた。後で教授から事件の概要について解説を受けた。

国家知識産権局(図1)は清華大学の南側の地区にある。最初に大きなシアタールームに案内され、国家知識産権局の業務内容等に関するビデオを見た。なお、国家知識産権局は特許の審査のみを行い、商標登録出願の審査は、国家工商行政管理総局商標局が行う。



図1 国家知識産権局

その後、特許審査室(図2)に案内された。審査官から実際の先行技術調査及び審査の流れについて解説を受けた。審査官自身で先行技術調査を行い、その後審査意見通知書を起案する。20代~30代の若い審査官が圧倒的に多かった。出願数の増加に伴い審査官の数も増加しているが、現在ではこれ以上国家知識産権局内部の審査官数を増やすことは困難であることから、現在は北京、広州、江蘇等に設置された審査協力センターにて審査官を大量採用している。



図2 特許審査室

また、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)も見学した。CIETACは主に食料業界紛争、商業業界紛争、工事建設紛争、金融紛争及び羊毛紛争等の経済貿易紛争を人民法院外で独立・公正の立場から仲裁する機構である。知的財産関連においてはドメイン名に関する紛争解決を多く取り扱っているとのことである。

(4) 西安での集中講義

夏期プログラム中、留学生及び教授全員で、夜行列車に乗り西安へ向かった。西安での集中講義と、古都西安の観光が主目的である。西安ではホテルの会議室を借り切った集中講義が行われ、週末には西安の観光を行った。西安は町自体が城壁で四方を囲まれ、また城壁内は格子状の道路が東西南北に走っている。兵馬俑、秦始皇帝陵を代表とする数多くの歴史的な見所がたくさんあった。

(5) キャンパスライフについて

清華大学の大学生は皆大学内の宿舎で生活を送っていたが、留学生には近くのホテルをあてがわれた。清華大学は総合大学でありキャンパス(図3)は非常に広大であり、また正門付近は芝生が敷き詰められ散歩していても非常に気持ちのいい場所であった。法学院(図4)の建物は正門の直ぐ近くにあり非常に便利が良かった。



図3 清華大学正門付近



図4 清華大学法学院

宿泊先のホテルでは比較的長期間の滞りとなるため大学側がホテルと交渉し、特別レートで宿泊することができた。講義は午前～午後3時頃で終了するため、講義後は中国語学習を行った。清華大学周辺には数多くの語学学校があり、飛び込みで入学させてもらった。

また米国留学時に知り合った中国人同級生に連絡し、中国語及び日本語の相互学習が可能な中国人を紹介してもらった。半分の時間を筆者が日本語を教え、残り半分の時間、中国語を教えてもらった。当初は苦労したが北京で生活を送るにつれ徐々に中国語にも慣れてきた。あつという間の留学期間であったが大変密度の濃い留学生活を送ることができた。

後ろ髪を引かれる思いであったが、ビザの関係上帰国した。帰国後も研修で来日している中国弁理士を紹介してもらい、日本語及び中国語の相互学習を続けた。途中から実務的な内容を議論するようになり、最終的には意気投合して中国特許訴訟に関する書籍を書き上げ、出版するに至った。

4. 事務所での勤務

留学で中国知的財産権法のベースを作り、最終的に実務経験を行うことにより、中国知的財産権法をマスターするという当初の目的を達成すべく、2009年にもう一度北京の特許事務所を実務経験を積むこととした。

事務所の選定であるが、日米のクライアントをメインとする所謂渉外事務所は避けるようにした。米国特許事務所の経験により、これら渉外事務所ではどうしてもお客さん扱いとなるからである。日本人がおらず、また中国企業をメインクライアントとする特許事務所を選んだ。

(1) 中国特許事務所での業務

中国の特許事務所では中国企業の国家知識産権局に対する中間処理対応、日本特許庁への出願用明細書の翻訳等を中心に行った。日米企業間で明細書及び請求項の記載スタイルが相違するように、中国企業の明細書及び請求項の記載スタイルも日本企業とは相違する。中国企業はどちらかといえば、実施例に近い形の請求項を数多く作成する傾向にある。中国では補正の要件が厳しく、また、サポート要件も厳しいため、出願当初から限定した請求項を作成する傾向にある。もちろん広い請求項での権利を取り損ねるというリスクもあるが、禁反言のリスク及び補正による新規事項追加のリスクも少なく、中国では却って合理的でもあったと感じた。

中間処理時も筆者はチャレンジな請求項案をクライアントに提案したが、想像以上に新規事項追加の要件が厳しく、結局は提案内容よりかなり限定した請求項を補正書に記載して提出することが多かった。また勤務中に中国企業の特許担当者と交流する機会もあり、意見を交わすことができた。この実務経験を通じて中国企業の考え方、中国の創造性要件、補正要件について大変良く理解することができた。

もちろん日本企業の中国出願も手がけた。特許業務に加えて、商標業務も行った。商標は日本の商品・役務分類とは異なり、細分化されておりその選定には十分注意が必要である。また中国市場で真に受け入れられる商標は、中国語表記の商標であり、日本企業のために中国語表記商標の選定も行った。

スーパー、百貨店、新聞、街中には中国企業の他、日本、欧州、米国及び韓国企業の中国語表記商標があふれている。いつも辞書を持ち歩いて中国語表記商標の発音、漢字の意味合いを調べ、どのような過程で当該商標を選定したのか自分なりに色々分析した。漢字にはそれぞれ漢字が持つ意味合い、イメージ、発音がありこれらの組合せにより中国語商標の選定を行うのである。この選定業務は、少しアーティスティックな側面があるが個人的には好きな業務である。

(2) 審判事件

滞在中、何度か審判事件にも関与した。外観設計特許に対する無効宣告請求事件である。発明特許ほど複

雑ではないことから、ちょうど適当な案件であった。無効宣告請求人側の代理であり、かなり類似した現有技術に係る証拠が当方側にあった。証拠の現有技術から本件外観設計特許は類似により比較的簡単に無効とできそうな事件であった。

特許復審委員会の審判廷（図5）にて審理を傍聴した。日本の口頭審理と同じく、3名の合議体審判官がいくつかの争点について、当事者双方に質問し、議論を交わす。結果は帰国後に分かったがうまく外観設計特許を無効とすることができた。



図5 特許復審委員会審判廷

(3) 休日

休みの日は日本語を学習したい同僚を探し、相互学習を行った。作文の添削をお願いしたほか、中国語新聞のコラム、短編小説を適宜選択し議論した。職場近辺は清華大学周辺とは異なり、留学生・外国人は少なく、外国人にとってハードルの高いエリアであった。失敗しても良いのである。どんどん現地の人と会話し、通じなければどの発音がおかしいか、筆談を交えて修正すればよいのである。

また週末には北京の王府井にある大型書店に行き、中国知的財産関係の書籍を読みに行った。弁護士、専利代理人、大学教授の書籍の他に、国家知識産権局、人民法院が出版する書籍も多数あった。人口が多いため非常に多くの専門書があり何冊かは購入して読みあさった。

(4) セミナーへの参加

中国企業の出願増加、海外進出に伴い当然に諸外国への出願、諸外国での紛争も増加してくる。今中国では米国、欧州、日本及び韓国等の知的財産に関するセミナーが多数開催されている。筆者が所属していた事務所でも北京にて中国、米国、欧州、日本及び韓国の計5カ国の特許専門家を招聘した中国特許実務者向け

セミナーが開催された（図6）。参加者は主に中国企業、特許事務所、法律事務所、知識産権局の関係者等であった。



図6 5極知的財産権セミナー（右から2番目が筆者）

日本の特許制度については筆者が中国語の資料を周到に準備し、中国語で行った。中国語でのセミナーは初めてであったが、失敗は成功の元と思いチャレンジした。何度か場数を踏むことにより、今ではそれなりの内容をメモ無しで伝えることができるようになった。

このセミナーでは中国の他、米国、欧州及び韓国の情報を入手することができ筆者自身も大変有意義であった。

5. おわりに

事務所での一定期間の実務経験後、米国、中国と駆け足で留学と実務研修を行った。若い方へのアドバイスとしては、海外経験についてはできるだけ早く始めた方が良いということである。30才を超える頃から、会社内、特許事務所内で重要なポジションにつき、また重要な事件を担当する機会が増えてくる。そうなるとなかなか長期間休暇を取っての海外留学、実務研修が困難となる。筆者自身後半の中国留学・研修ではそのような状況であった。クライアントには将来恩返しすることを誓って、長期間の戦線離脱をお願いした。

また30才前後くらいから結婚、出産と、人生の大型イベントが続き、どんどん自由がきかなくなる。留学生も20代が多くできるだけ早い段階でのスタートがよい。

本稿が海外での留学、研修を検討されている実務家の参考となれば幸いである。

以上

注

(1)中国では律師が日本の弁護士に対応し、専利代理人が弁理士に対応する。

(原稿受領 2013. 5. 7)